【留学生向け】「学生等の学びを継続するための緊急給付金」について

掲載日 2021年12月24日

家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の 影響で、その収入が減少していることにより、大学での学びの継続が困難になっている留学生を対 象に、国が経済支援を行ないます。(支給額 10 万円:申請者の本人名義の口座へ振り込み)

今後、「都立大への留学について」の「私費外国人留学生」の「奨学金概要」に申請のための情報を提供しますので、要件を満たす方は申請して下さい。

- ① 原則として自宅外(日本国内)で生活している
- ② 家庭から多額の仕送りを受けていない
- ③ 家庭の収入減等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ④ コロナ感染症の影響でアルバイト収入が前月比で 50%以上減少し、その状況が本年度も改善していない、もしくはアルバイト収入が得られない状況が継続している

【対象外】

- ・2021年10月1日以降に入学した者
- アルバイト従事者ではない者
- ・日本国外に居住している者
- ・日本国内の銀行に本人名義の口座を持っていない者

く参考>

【学生の皆様向けページ】(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00003.html

◎募集が始まったらすぐに申請できるように、文部科学省の HP で「申請の手引き」を確認し、必要な資料を用意しておいてください。締切は 1 月 16 日日曜日(送信完了:オンライン申請による書類提出)を予定しています。キャンパススクエアもこまめに確認してください。

【問い合わせ先】

国際課留学生交流係:ryuga-scholarship@jmj.tmu.ac.jp

※東京都立大学事務室の休業期間:2021年12月29日(水)~2022年1月3日(月)